

養育費の受け取りを支援します！

～沖縄県離婚前後親支援モデル事業～

養育費は「こどもの権利」です。

養育費を確実に受け取るためには、

- ▶父母の間で「強制力のある書面(公正証書など)」を取り交わしておくこと、
 - ▶未払いが発生した時のために、立替払いなどを受けとることができる保証契約を保証会社と締結ことが有効です。
- 沖縄県では、養育に関する取り決めを促すとともに、養育費の継続した履行確保を図るため、以下の費用について補助金を交付し、ひとり親の方を支援しています。

1. 公正証書等作成支援

養育費に関して、公正証書等を作成する際に必要な費用を助成します。

※令和4年4月1日以降に作成した公正証書などが対象となります。

対象経費

※養育費にかかる費用のみ

- 公証人手数料令に定められた公証人手数料
- 家庭裁判の調停の申し立てや裁判に要した収入印紙代
- 添付書類のうち戸籍謄本や住民票の写し等の公的書類取得費用

助成額

- 対象経費の全額(上限額 5万円)
※ただし、1人1回限り

対象者

沖縄県内に居住し、交付申請時において母子家庭の母または父子家庭の父であって次の要件をすべて満たす方

1. 養育費の取決めに係る経費を負担した者
2. 養育費の取決めに係る債務名義を有している者
3. 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
4. 過去に養育費の取決めを交わした同内容の文書にかかる助成金、又は他自治体若しくは団体等からの補助金、給付金等を交付されていない者

2. 養育費保証契約支援

養育費に関して、保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な費用を助成します。

※令和4年4月1日以降に作成した公正証書などが対象となります。

対象経費

- 養育費の取決めの対象となる児童について初めて保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する経費

助成額

- 対象経費の全額(上限額 5万円)
※ただし、1人1回限り

対象者

沖縄県内に居住し、交付申請時において母子家庭の母または父子家庭の父であって次の要件をすべて満たす方

1. 養育費の取決めに係る債務名義を有している者
2. 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
3. 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者
4. 過去に養育費の取決めを交わした同内容の文書にかかる助成金、又は他自治体若しくは団体等からの補助金、給付金等を交付されていない者

養育費

養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な経費のことで、一般的には、経済的、社会的に自立していない子どもが自立するまでに要する費用のことです。衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれにあたります。親の子どもに対する養育費の支払い義務は、親の生活に余力がなくても自分を同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務だとされています。

養育費は、子どものためのものですので、子どもと離れてくらすようになる親と子どもの関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めておくようにしましょう。

公正証書

公正証書とは私人（個人又は会社その他の法人）からの囑託により、公証人がその権限に基づいて作成する文書のことです。

養育費の取り決めに一定の増件を満たす公正証書（執行証書）によっては、実際に支払ってもらえない場合に強制執行の手続きを利用することができます。公正証書の利用につきましては、最寄りの公証役場にご相談ください。

[沖縄県公証役場一覧](https://houmukyoku.moj.go.jp/naha/table/kousyou/all.html)

<https://houmukyoku.moj.go.jp/naha/table/kousyou/all.html>



養育費保証契約

養育費について保証会社と保証契約を締結しておくことで、養育費を支払う側の親から支払いがなかったときに、保証会社から立替払いを受けることができます。詳しい内容は保証会社ごとに異なりますので、それぞれの保証会社にお尋ねください。

申請方法

令和4年4月1日以降の公正証書を作成した日、又は養育費保証契約を締結した日の翌日から6か月以内に、「沖縄県離婚前後親支援モデル事業助成申請書」に必要な書類を添付して沖縄県青少年・子ども家庭課に郵送にて申請すること。

〈主な添付書類〉

- 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本
- 世帯全員の住民票の写し
- 補助対象となる経費の領収書等
 - ※領収書には①宛名、②領収年月日、③領収金額、④取引内容、⑤領収者の住所及び氏名⑥領収印が必要
- 養育費の取決めを交わした文書
- 保証会社と締結した保証期間が1年以上の養育費保証契約書（写し）（養育費保証契約支援の場合）
 - ※添付書類は申請する内容により異なりますので詳細は沖縄県ホームページを参照してください。
- その他知事が必要と認めるもの

問い合わせ先

沖縄県青少年・子ども家庭課 母子福祉班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 3F

TEL:098-866-2174 E-mail: aa022004@pref.okinawa.lg.jp

